

# 環境トピックス



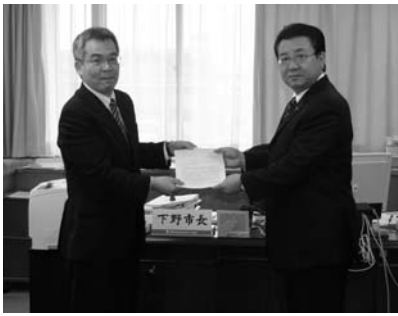
問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

## 下野市環境基本条例 (案)が答申されました

2月7日(火)、下野市環境審議会(中村祐司会長/宇都宮大学教授)が、「下野市環境基本条例」の最終案を広瀬市長に答申しました。

本条例(案)は、環境に関する基本的な内容を規定する条例であり、環境の保全及び創造に関する基本理念や、施策の方向性を示す規定からなっています。

学識経験者や市民、各種団体の代表者など委員15人で構成された、下野市環境基本計画策定委員会(野沢定雄委員長/環境カウンセラー)で作成した素案について、同審議会で審議を重ねてきました。



広瀬市長に答申書を手渡す中村会長

## 下野市ごみ減量化計画(案)に関するパブリックコメントを実施します

市では、平成18年度に「ごみ減量化計画」を策定し、本年度まで計画に沿って実施してきました。本計画も策定から5年を経過し、計画が終了するため、一般廃棄物処理基本計画の改定に合わせ計画を策定するものです。

下野市ごみ減量化計画案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### ●公表する資料

#### 下野市ごみ減量化計画(案)

#### ●資料の閲覧場所

- (1)市ホームページ
- (2)文書閲覧
- 「文書閲覧の場所」
- ①環境課(国分寺庁舎2階)
- ②石橋庁舎相談室(1階ロビー)
- ③市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

※閲覧時間は午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

### ●意見の募集期間

3月1日(木)～3月16日(金)  
※郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれの場合も、3月16日(金) 午後5時15分まで

### ●意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送 〒329-1049 2  
下野市小金井1127
- ② FAX (40)5572
- ③ 電子メール kankyoku@city.shimotsuke.g.jp
- ④ 直接持参 環境課(国分寺庁舎2階)

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名(※)、住所(※)、性別、年齢、電話番号を記載してください。(※は必須とさせていただきます。これら明記のないものについては受け付けできません。)

## 廃棄物の野外焼却は原則禁止です

◆洗濯物に煙の臭いがついてしまう

◆煙の臭いで窓が開けられない

など、ごみを焼却した際に発生する煙や臭いで困っている人が近所にいるかもしれません。

家庭から出るごみは焼却せず決められた日に、行政カレンダールの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」に従って分別してごみステーションに出してください。また、雑草等を排出する際にはごみ減量化のため、乾燥させて出してください。

思いやりの心を持って、みんなが住みよい環境づくりにご協力ください。

